

## 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び

### 公営企業の資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を公表します。

#### ○ 健全化判断比率

（単位：％）

| 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率     | 実質公債費比率       | 将来負担比率       |
|--------------|--------------|---------------|--------------|
| —<br>(15.00) | —<br>(20.00) | 1.6<br>(25.0) | —<br>(350.0) |

備考

- 1 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されないことを表します。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を表します。

#### ○ 資金不足比率

（単位：％）

| 会計区分    | 資金不足比率      |
|---------|-------------|
| 水道事業会計  | —<br>(20.0) |
| 下水道事業会計 | —<br>(20.0) |

備考

- 1 各会計の資金不足比率の欄において、「—」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表します。
- 2 括弧内の数値は、経営健全化基準を表します。

## 【用語説明】

### 【実質赤字比率】

地方公共団体の一般会計等（本町の場合は一般会計のみ）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。（税金などを主な収入源とする地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を計るもの）

本町は一般会計の決算において赤字額がないため該当はありません。

### 【連結実質赤字比率】

地方公共団体の全ての会計の赤字や黒字を通算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すもの（国保や公営企業会計で赤字があれば顕在化してくる指標）。

本町は一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計及び水道事業会計の全ての会計において決算額が赤字でないため該当はありません。

### 【実質公債費比率】

地方公共団体の一般会計等が負担する地方債の元利償還金（特別会計、一部事務組合、広域連合分を含む。）の標準財政規模に対する比率。（歳出の中で、過去に行った借金の返済にまわっている部分（実質的な公債費）がどの程度の大きさかを見るための指標）

### 【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債（一部事務組合、広域連合、第三セクター及び公社分を含む。）、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込み額等）の標準財政規模に対する比率。

本町は、将来負担額を上回る充当可能財源があるため算定されません。

### 【資金不足比率】

公営企業を対象とした資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すもの。

本町は、下水道事業特別会計及び水道事業会計において決算額が資金不足でないため該当はありません。

### 【標準財政規模】

地方公共団体が1年間に収入する一般財源の標準規模。具体的には、標準税収入額、普通地方交付税、地方譲与税等を合算した額であり、本町の令和6年度における標準財政規模は、4,640,343千円となっています。

### **【早期健全化基準】**

財政の早期健全化を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて、国が定める数値。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政状況が悪化した要因の分析を踏まえ財政健全化計画を作成し、議会の議決を経てこれを公表し、県知事へ報告しなければなりません。

### **【経営健全化基準】**

公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について国が定める数値。資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ経営健全化計画を策定し、議会の議決を経てこれを公表し、県知事へ報告しなければなりません。